

ものづくり産業脱炭素化促進事業助成金交付要綱

公益財団法人しまね産業振興財団

(通則)

第1条 公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が交付するものづくり産業脱炭素化促進事業助成金（以下「本助成金」という。）の取扱いについては、財団助成金交付規程（以下「助成金交付規程」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本助成金は、県内製造業の脱炭素化及び競争力強化を促進し、県内ものづくり産業の変革促進を図ることを目的に、経済産業省が中心となり、関係省庁と連携して策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を見据え、県内製造業者が行う次の各号に掲げる事業に要する経費に対して助成金を交付する。

- (1) 別表1に規定するグリーン成長分野への進出・事業拡大に資する設備投資に関する事業（以下「成長分野進出事業（A型）」という。）
- (2) 生産プロセス等を改善し炭素生産性の向上に資する設備投資に関する事業（以下「生産プロセス改善事業（B型）」という。）
- (3) 炭素生産性の向上に資する工場内における設備の配置変更を行う事業（以下「設備配置変更事業（C型）」という。）
- (4) エネルギー量の計測等を通して削減に資する設備投資に関する事業（以下「エネルギーの見える化事業（D型）」という。）

(助成金の交付対象者)

第3条 本助成金の交付対象者は、県内に主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者のうち、製造業を主たる事業として営む企業とする。但し、次のいずれかに該当する者は除く。

(1) みなし大企業

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(2) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれかに該当する者

(3) 島根県税の未納の徴収金がある者

(4) 国が募集する「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っていない者（成長分野進出事業（A型）、生産プロセス改善事業（B型）に限る）

（交付の対象及び助成率）

第4条 財団代表理事理事長（以下「理事長」という。）は、別表2の区分欄に掲げるいずれかの事業（以下「助成事業」という。）を実施する者（以下「助成事業者」という。）に対して、別表3に掲げる経費で交付決定日以降に支払われる経費のうち理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金交付の対象者とししない。

(1) 以前採択された事業と同一の内容の事業を行う場合

(2) 助成事業の実施期間内において、当該事業に対して他の補助金を充当する場合。ただし、理事長が特に認めた場合は除く。

(3) 別表4に掲げるいずれかの事業等に採択された実績がある場合（ただし成長分野進出事業（A型）の申請区分に限る）

2 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の区分、助成率、助成限度額、及び助成期間等は、別表2及び別表3の当該各欄に定めるところによる。

3 助成金の交付の対象となる助成事業の実施期間は、交付決定から1年間とする。ただし、理事長が認めたものに限り令和7年4月15日からとする。

4 助成金の交付は1回限りとし、過去にものづくり産業脱炭素化促進事業に係る補助金、助成金等の交付を受けた者は以降の本助成金の交付対象とししない。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、理事長が指定する期日までに、助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をしなければならない。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項について修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

3 理事長は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金交付決定通知書（様式第2号）により交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 助成金の交付の申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、助成金交付申請取下げ届出書（様式

第3号)を理事長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(決定内容の変更等)

第8条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ助成金変更承認申請書(様式第4号)を理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象経費の総額の20パーセントを超える増減をしようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 助成目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(3) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- 3 理事長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を助成金交付決定変更承認通知書(様式第5号)により当該助成事業者へ通知しなければならない。

(遂行状況の報告及び調査)

第9条 助成事業者は、理事長から助成事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに助成金遂行状況報告書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、助成事業の遂行状況等について必要に応じて、助成事業者に対して調査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したとき若しくは助成事業を中止したときは、助成事業が完了した日(中止にあつては第8条第1項による承認を得た日)から起算して15日を経過する日までに、助成金実績報告書(様式第7号)に必要書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)があるときは、前項に定める実績報告書に助成金取得財産等管理台帳(様式第8号)を添えて提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたときは助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書(様式第9号)により当該助成事業者へ通知する。

(助成金の支払)

第12条 助成金の支払は精算払とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、概算払ができるものとする。

2 助成事業者は、助成金の概算払又は精算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書(様式第10号)又は助成金精算払請求書(様式第11号)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

(1) 助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき(助成事業者の責に帰すべき事情によるものを除く。)

(2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。

(3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(5) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

(6) 助成事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反したとき。

2 前項第2号から第6号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第14条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

第15条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を命ぜられたとき(第13条第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより助成金の返還を命ぜられたものを除く。)は、その命令に係る助成金の最後の受領の日(当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日)から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延

滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理等)

第16条 助成事業者は、助成事業が完了した後においても、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第17条 助成事業者は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える取得財産等(以下「処分制限財産」という。)を理事長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

3 助成事業者は、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ助成金取得財産等処分承認申請書(様式第12号)を理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(事業成果等の報告)

第18条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度(当該助成事業者の会計年度とする。以下同じ。)の翌年度から5年間、毎年、助成事業に係る成果等の状況を、助成金事業成果等報告書(様式第13号)により理事長へ提出しなければならない。

(収益納付)

第19条 理事長は、前条の事業成果等報告書において、成長分野進出事業(A型)に取り組む助成事業者の各会計年度の状況が次の各号の全てに該当すると認めたときは、当該助成事業者に対し、各会計年度につき交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

(1) 助成事業の直接的な効果により収益が発生している場合

(2) 助成事業により研究、開発、生産又は販売した製品等の売上額が3千万円を超える場合

(3) 当該助成事業者の営業利益及び経常利益が黒字の場合

2 前項に定める納付額は、前項第2号の売上額の1パーセント又は交付した助成金の5分の1に相当する額のいずれか低い額とする。

(助成金の経理)

第20条 助成事業者は、助成事業に係る収支の状況を記載した帳簿を作成するとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業終了後(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)5年間保存しなければならない。

（助成事業等の公表）

第 2 1 条 理事長は、助成事業及び助成事業者の名称並びに事業内容等について、助成事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第 2 2 条 助成事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について助成金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第 2 3 条 助成事業者は、助成事業の実施に際し物品及び役務の調達をしようとするときは、原則として、県内に本店を有し又は県内に支店若しくは営業所を有する中小企業者への発注に努めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 5 日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

グリーン成長分野とは、令和3年6月18日に政府が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において示された成長が期待される14の重要分野をいう

(グリーン成長分野)

- ①洋上風力・太陽光・地熱産業（次世代再生可能エネルギー）
- ②水素・燃料アンモニア産業
- ③次世代熱エネルギー産業
- ④原子力産業
- ⑤自動車・蓄電池産業
- ⑥半導体・情報通信産業
- ⑦船舶産業
- ⑧物流・人流・土木インフラ産業
- ⑨食料・農林水産業
- ⑩航空機産業
- ⑪カーボンリサイクル・マテリアル産業
- ⑫住宅・建築物産業・次世代電力マネジメント産業
- ⑬資源循環関連産業
- ⑭ライフスタイル関連産業
- ⑮自社が保有する技術を応用した取組により進出・事業拡大を行う場合に、理事長が特に必要と認めた産業

別表 2

区分	成長分野進出事業 (A型)	生産プロセス 改善事業 (B型)	設備配置変更事業 (C型)	エネルギーの 見える化事業 (D型)
要件	以下の要件をすべて満たすもの ①グリーン成長分野からの受注増額のための設備投資であること ※グリーン成長分野については別表1のとおり ②国が募集する「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っている者 ③先駆的な取組として成果を公開できること	以下の要件をすべて満たすもの ①取引の確保・継続等のため、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加させること ※炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源CO₂排出量 ②上記に資する設備投資を行う取組であること ③国が募集する「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っている者 ④先駆的な取組として成果を公開できること ⑤省エネ診断を受診し、エネルギー量削減に資する計画を策定すること	以下の要件をすべて満たすもの ①取引の確保・継続等のため、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加させること ※炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源CO₂排出量 ②上記に資する、工場内における設備の配置変更を行う取組であること ③先駆的な取組として成果を公開できること	以下の要件をすべて満たすもの ①省エネ診断を受診し、エネルギー量削減に資する計画を策定すること ②専門家による継続的な指導を受けること ③先駆的な取組として成果を公開できること
対象事業	EV部品加工設備等、別表1のグリーン成長分野からの受注に資する設備投資	①生産プロセス関連設備 (1) 燃料転換に伴う設備(例：A重油からLPGに転換する際必要な設備) (2) 冷廃熱・温廃熱等を利用する設備(例：熱回収チラー) (3) 炭素生産性向上に資する生産設備	工場内のレイアウト変更及び製造工程見直しなど炭素生産性向上に資する取組	エネルギー計測、見える化、解析、運用最適化制御等により、エネルギー量削減に資する設備(計測制御装置、計測器等)

		②再生可能エネルギー の自家消費設備		
対象者	第3条に掲げる中小企業者（みなし大企業を除く）			
助成 対象 経費	事業推進にあたり必要 な下記の経費 設備導入費、改修 費、システム導入 費、技術導入費、市 場調査費等 ※詳細については別表 3のとおり	事業推進にあたり必要 な下記の経費 設備導入費、改修 費、システム導入 費、技術導入費等 ※詳細については別表 3のとおり	配置変更費 ※詳細については別表 3のとおり	事業推進にあたり必 要な下記の経費 設備導入費、改修 費、システム導入 費、技術導入費等 ※詳細については別 表3のとおり
助成 率	助成対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）			
助成 限度 額	10,000千円	10,000千円 ただし、対象事業②の 上限額は 5,000千円	1,000千円	5,000千円
	各申請区分を併用する場合の上限は10,000千円。ただしA型とB型の併用は認めない			
助成 期間	交付決定の日から、1年間			

別表 3

■成長分野進出事業（A型）、生産プロセス改善事業（B型）、設備配置変更事業（C型）、エネルギーの見える化事業（D型）

助成対象経費の区分	内容
設備導入費	機械、装置、ソフトウェア、器具、備品その他の設備の設置・購入費（設置、据付工事を含む）
改修費	建物および建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る）
システム導入費	システムの開発費及び導入費
技術導入費	外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費
市場調査費	市場調査に係る委託費、市場調査レポート等購入費、書籍購入費、出張旅費
配置変更費	C O 2 排出減に繋がる設備の配置変更や製造工程見直しに要する経費 ※C型のみ対象
その他経費	その他理事長が特に必要と認める経費

※消費税及び地方消費税は除く

別表 4

以下に掲げるいずれかの事業等に採択された実績がある場合、成長分野進出事業（A型）の申請区分に限り、助成金交付の対象者としない。

令和5年度	ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業助成金
	企業立地促進助成金（認定）
	先端金属素材グローバル拠点創出事業費補助金（企業向け）
	しまねオープンイノベーション推進助成金（事業化枠、高度研究開発枠）
	ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業助成金（生産プロセス変革型） ※R6.1月公募に限る
令和6年度	ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業補助金（生産プロセス変革型）
	企業立地促進助成金（認定）
	先端金属素材グローバル拠点創出事業費補助金（企業向け）
	しまねオープンイノベーション推進補助金（事業化枠、高度研究開発枠）
令和7年度	ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業補助金
	企業立地促進助成金（認定）
	先端金属素材グローバル拠点創出事業費補助金（企業向け）
	しまねオープンイノベーション推進助成金（事業化枠、高度研究開発枠）